

建設工事の入札に係る最低制限価格の見直しについて

掲載日：2014年3月12日

本市では、建設業の健全な発展や工事の品質確保を図るため、最低制限価格制度を適用しております。今般、国が低入札価格調査基準価格の算定式の見直しを行ったことや建設工事のさらなる品質確保、地域経済の発展や若い技術者及び技能労働者などの人材育成を考慮し、本市においても最低制限価格の見直しを行います。

1 最低制限価格の見直しについて

国の見直しに準拠し、下記のとおり最低制限価格の引上げを行います。

現行	見直し後
予定価格の70%から90%	予定価格のおおむね90%程度

最低制限価格は、国の算定式を基に算出し、最低制限基準額に一定の範囲内で調整し決定します。これは、最低制限価格付近への応募の集中やくじの多発を防ぐために行うものです。

2 実施時期及び対象案件について

平成26年4月1日以降に入札公告または指名通知を行う130万円を超える建設工事から適用いたします。

3 最低制限価格の公表について

入札の透明性の向上を図るため、落札者が決定した入札については、現在非公表としている建設工事の最低制限価格を入札後に公表します。

また、建設工事の最低制限価格を公表することに伴い、建設関連業務委託につきましても、建設工事と同様に落札者が決定した入札については、最低制限価格を入札後に公表します。